

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について（骨子案）」の パブリックコメント集約結果

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について（骨子案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数 117人 141件

2 御意見の要旨と市の考え方

「お寄せいただいたご意見、市の考え方」のとおり（類似の意見はまとめています。）

3 今後の予定

倉敷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定後、公布及び施行します。

4 参考

意見募集期間 平成26年8月8日（金）～9月8日（月）

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市 保健福祉局 子ども未来部 子育て支援課

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について（骨子案）へのパブリックコメント実施結果

・平成26年8月8日（金）～9月8日（月）にご意見を募集したところ、計117人の方から、計141件のご意見をいただきました。

NO.	対象基準	ご意見の概要	本市の考え方
1	(1) 趣旨	子どもたちが安全で安心して生活できる環境を保障していただけますようお願いいたします。	「趣旨」にもありますように、明るくて衛生的な環境において、適切な訓練を受けた職員の支援により、子どもたちが心身ともに健やかに育成されることを保障しています。また、本市としても、次代を担う子供たちが健やかに育つよう、条例を定めるものです。
2	(2) 設備運営基準の向上	現在児童クラブ間には格差があると思います。専門知識をもった指導員がいるからこそ安心して子どもを預けられるのです。施設・設備・保育内容についても監査をするなど施設間格差がないようにしてください。	本市では現在、地域、学校、保護者、指導員等で構成する運営委員会が児童クラブを運営しています。骨子案としてお示ししていますとおり、最低限の基準は必要と考えますが、それを超える部分については、それぞれの実情に応じた対応をしていただきたいと考えております。
3	(3) 放課後児童クラブ事業の一般原則	要望のあるすべての小学校へ設置すること（40人をこえる場合は複数教室とし、小学校敷地外も許容する）	国の基準では10人以上の利用児童がいる場合を補助金の対象としていますが、本市では5人以上の利用児童で、児童クラブを設置できることとし、国の基準より手厚い制度としています。
4		入所希望数をはっきり確認し、新クラブ増設を具体的に進めてください。いつまでにどのように増やしていくか目標を経過措置のところに明記してください。	毎年行っている児童クラブ入所希望者調査や、小学校ごとの児童数、入所率、各学区の状況等を勘案しながら、施設整備に取り組んでおりますが、各児童クラブでクラブ室として活用できる施設の状況が異なること、また、学区によっては急激に児童数や入所率が変化する可能性もあるため、経過措置に具体的な目標を盛り込むことは難しいと考えております。
5	(6) 職員の知識及び技能の向上等	発達障がい児の放課後保育のために、障がいについての研修を支援員、補助員対象に広く行ってほしい。	いただきましたご意見のとおり、障がい児保育を含め、よりよい放課後保育の実施のために、研修等を実施していきたいと考えております。

6		指導者に対し、定期的に学童保育に関する専門的な研修をし、指導員の資格の取得を図り、質の向上を図るよう求める。	現在、本市では運営委員長、指導員などを対象に研修を行っております。今後も、必要に応じて研修を行っていきたいと考えております。
7		常に自己研鑽に励むためには、資格取得者もレベルに合った研修会に定期的に参加することが必要だと思います。是非倉敷市独自のよい研修を数多く行ってください。	
8	(7) 設備の基準	施設を定期的に点検・補修してほしい。	専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなくてはなりません。市が管理する施設については、今後も必要に応じて修繕等を行っていきます。
9		子どもが室内でギュウギュウで生活しているのはいかがでしょうかと思います。子どもがより安全に健やかに生活できる環境を希望します。	国の省令と異なる内容とするだけの地域の実情も認められないことから省令どおりとしています。 ただし、骨子案では、趣旨として「放課後児童クラブを利用している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとします」、設備運営基準の向上として「常にその設備及び運営を向上させなければならぬもの」としてあります。 このことから、児童1人につきおおむね1.65㎡以上のスペースや衛生・安全が確保された場所で、子どもが安全に健やかに生活できるよう、常にその設備及び運営を向上させるよう努めることとしています。
10		部屋が狭くて、走り回っている子とぶつかって危なかったよ。もう少し広くなったらいいのになあ。	
11		宿題をしようとしても狭くてやる場所がありません。宿題が終わって遊んでいる子もいるのでうるさくて集中できません。友達と遊ぶのもっと部屋が欲しいです。	
12		保育所における満2歳以上の幼児の保育室の面積基準は1.98㎡以上であり、将来的には最低でもそこまでの広さを目指すべきである。	
13		子どもたちがより一層、のびのびと学童での生活を送ることができるよう、1人当たりの施設の面積を増やしていただきますようお願いします。	
14		全クラブに立派な独立した静養室ができるよう目標にしていきたいと思います。障がいのある子どもの受け入れを促進するならば、独立した空間はなくてはならないものです。	子どもが安全に健やかに生活できる環境を整えるために、静養スペースを含め、常にその設備を向上させるよう努めてまいります。
15	(8) 職員	人数が多いのに先生が少ないので、困った時に言いに行けません。	国の省令どおり、「放課後児童支援員の数、支援の単位ごとに2人以上とします」としてあります。
16		支援の単位を国が挙げている40人以下に合わせたいです。	いただきましたご意見のとおり、国の省令と同様に「1つの支援の単位における児童の数はおおむね40人以下」としてあります。

17		「教員免許を有する者」についてですが、「教員免許」について「免許更新」を受ける必要があるでしょうか。 「教員免許を有する」状態はどこまでをいうのでしょうか。「免許更新」しないと「教員免許を有する」に値しないと判断されるのは、腑に落ちないところがでてきます。	「教員免許」については、教員となる資格を有する者であることから、免許更新されていなくても該当すると考えております。
18		職員の中に日本放課後児童指導員協会の資格についても倉敷市独自の基準として追加していただければ幸いです。	放課後児童支援員の資格については従うべき基準とされており、省令どおりとしております。
19		省令に掲げられた資格を持った方たちが、果たして指導員としての専門性を勉強してきたかという点決して頷けません。「岡山県知事が行う研修」が形だけのものではなく、中身の濃い現実の指導員の業務に即した、実り多きものとなることを期待します。	県が実施する研修については、現時点では明確になっておりませんが、本市においても、必要に応じて研修等を行っていく必要があると考えております。
20		有資格者支援員を2名以上配置し、「安全・安心」を担保すること	支援員は、国の省令に示された基準どおり、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とします。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる」としております。各児童クラブの状況が異なることから、支援員2人以上とすることは難しいと考えております。
21	(16) 開所時間及び日数	開所時間が3時間だと「発達段階にあった支援」・「災害対策」や「保護者と連絡」・「関係機関との連携」等条例通りに児童クラブを運営することはかなり困難だと思われます。平日6時間以上とできないでしょうか。	開所時間については、省令どおりとしております。市内においても、地域により保護者の就労状況、児童クラブの運営形態等様々であり、一律に6時間以上とすると、その運営に支障をきたす恐れもあることから、平日3時間以上としております。
22	(17) 保護者との連絡	保育内容について保護者からの意見を求めて充実させてほしい	骨子案には「放課後児童クラブ事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等について保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない」としてしております。
23		児童クラブは、指導員と保護者が力を合わせて子どもを育てていくところです。倉敷市内すべてのクラブで保護者も質問や意見を言いやすいような雰囲気の総会ができるよう行政が主導していただければと思います。	地域の大切な子どもたちを保護者を含めた地域の力で健やかに育てていくことは大変重要なことであると考えており、各児童クラブにもより一層の保護者との連携を図っていただきたいと考えております。 また、本市としても、適切に各児童クラブ運営委員会を指導していきたいと考えております。

24	(18) 関係機関との連携	現在幼稚園・保育園・小学校が幼保小連携という形で連携をとっています。その連携を『幼保小学』連携としていただき、幼稚園や保育園・小学校との顔合わせやスムーズに密接な連携が取れるよう『幼保小学』連携としていただけないでしょうか。	各児童クラブが主体となって、関係機関と連携していただくものと考えております。 本市としましても、連携がスムーズにいくように必要に応じ、支援してまいりたいと考えております。
25	(20) 経過措置	「経過措置」として施設・設備で挙げられている「現存する施設は現在の基準を適用し、「児童1人当たりおおむね1.29㎡以上」とする」は削除してください。倉敷市子ども条例にある「市は子どもが健やかに育つための安全で安心な環境づくりに努めていきます」に反しています。子どもたちが安全で安心して生活できる環境を保障してください。	骨子案の本則には、「児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない」としております。しかしながら、各児童クラブの現状を考え、おおむね1.29㎡以上という経過措置を設けております。 なお、地域の事情等があるため、いつまでという期限は設けておりませんが、民間施設や余裕教室の活用などあらゆる方法で1.65㎡が確保できるよう努めてまいります。
26		経過措置に、期限を設けることを求めます。準備ができたクラブより1.65㎡へ移行していくというような記述を加えるべきです。	
27		倉敷市子ども条例では「市は子どもが健やかに育つための安全で安心な環境づくりに努めていきます」とありますがこの文言に反しています。経過措置の期限を決め、「児童1人につき、1.65㎡以上」の安全で安心して生活できる環境を保障していただきたいと思います。	
28		経過措置を設けることは、待機児童の増大を抑制する上でやむを得ない考えるが、期限がないのは問題である。施行日から5年間、10年間、あるいは当分の間など少なくとも何らかの期限を設けるべきである。	
29		国の条例で示されている「1.65㎡」という基準が倉敷市では「1.29㎡」以上というものになっているのは残念に思います。のびのびと生活できるスペースを確保できるよう改善を望みます。	
30		子どもが安全にゆったりと過ごすには、1人当たり1.29㎡というのは少し狭いように思います。	
31		既存施設については「1人につき1.29㎡」のままなのですか？国の省令で「1人につき1.65㎡」としているのに、倉敷市だけがおかしいと思います。「市は子どもが健やかに育つための安全で安心な環境づくりに努めていきます」の項目に反していると思います。子どもたちの健全な育成を図るためには一定の広さは必要だと思います。	

32		設備と運営の向上がむずかしい事業者について市長から勧告を毎年行うことで経過措置の期日の代わりとしてはどうでしょうか。もちろん勧告するだけではなく、事業者と一緒にどうしたらいいか検討していくことも必要だと考えます。	各運営委員会とは、協議・協力して、設備及び運営の向上に努めてまいりたいと考えておりますが、市が運営委員会に委託している児童クラブの施設については、市が整備しておりますので、勧告という考え方はそぐわないものと考えております。
33	その他	「食育を推進する」観点から、おやつはできるだけ手作りにしてください。	児童クラブにおいては、食品衛生上の問題から、基本的には調理は認めておりません。
34		学童保育のこれまでの現状は、子供の安心・安全、保育内容、指導員の待遇と身分保障、運営委員会のどれを見ても、理想と大きくかい離しています。しかし、学童保育関係者の献身的な活動によって支えられ、理想と現実のかい離を埋めるための努力がなされてきました。子供の安心・安全の断行、保育内容の質の向上、指導員の安定的確保を実現するための身分保障の確立に向けた観点からの条例であってほしいと思いました。	骨子案には、「設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない」としています。本市としても、設備及び運営の向上に努めてまいります。 また、子どもたちのために、学童保育の充実に向けて、国の動向も注視しながら取り組んでまいりたいと考えております。

※基準への意見以外の意見として15件をいただいておりますが、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準についてのパブリックコメント」という趣旨に合致しないため、実施結果には反映しておりません。このご意見については、業務を行ううえでの参考とさせていただきます。

※同様の内容の意見についてはまとめさせていただき、本市の考え方を記載しております。

パブリックコメント要約版

1 案件名
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(骨子案)について
2 募集期間
平成26年8月8日(金)～平成26年9月8日(月)
3 趣旨
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)とは、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を与える事業です。 子ども・子育て支援新制度において、その対象者が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」と明確化されました。また、実施主体は市町村と定められ、事業の実施に係る設備及び運営についての基準を、国が定めた省令を踏まえ、各市町村が条例で定めるとされました。 倉敷市が条例を定めるにあたって、市民の皆様の御意見を募集します。
4 資料閲覧場所
・本庁子育て支援課 ・情報公開室 ・児島、玉島、水島の各保健福祉センター福祉課、真備保健福祉課 ・庄、茶屋町、船穂の各支所 ・市ホームページ
5 提出方法
(1)窓口への提出 ・提出先 子育て支援課 ・提出時間 土曜・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分 (2)郵送 ・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 子育て支援課 消印有効 (3)FAX 086-427-7335 (4)Eメール wlfcd@city.kurashiki.okayama.jp
6 問合せ先
保健福祉局 子ども未来部 子育て支援課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 本庁1階15番窓口 【 】086-426-3314 【FAX】086-427-7335 【E-Mail】wlfcd@city.kurashiki.okayama.jp

放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準について（骨子案）

パブリックコメント用

平成26年8月8日～9月8日

倉敷市子育て支援課

目 次

．趣旨	．．．．．	1
．基準の分類	．．．．．	1
．本市の考え方	．．．．．	2
．基準骨子案	．．．．．	4

放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準について

・趣旨

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を与える事業です。子ども・子育て支援新制度において、その対象者が「おおむね１０歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」と明確化されました。また、実施主体は市町村と定められ、事業の実施に係る設備及び運営についての基準を、国が定めた省令を踏まえ、各市町村が条例で定めることとされました。放課後児童クラブ事業を行う者は、この条例で定められた、事業の設備及び運営の基準を遵守しなければなりません。

・基準の分類

条例を定めるにあたっては、省令で定める基準に従い定めるもの（従うべき基準）と省令で定める基準を参酌して定めるもの（参酌すべき基準）が規定されています。

【分類】

従うべき基準	【定義】 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、その基準に従う範囲内で、本市の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。 「従うべき基準」を下回る内容を定めることは許容されないが、その基準に従う範囲内で、本市の実情に応じ「従うべき基準」を上回る内容を定めることは許容される。
参酌すべき基準	【定義】 条例の制定に当たって、十分参酌したうえで判断しなければならないもの。 十分参酌した結果としてであれば、本市の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

・本市の考え方

省令は、地方自治体が設備運営基準を条例で定めるに当たっての「従うべき基準」（必ず適合しなければならない基準）、及び「参酌すべき基準」（十分参照したうえで判断しなければならない基準）を示したものです。地方自治体はこれに応じつつ、それぞれの地域の実情に基づいた内容を制定することが求められています。

1 従うべき基準

支援員の資格、人員配置基準が規定されています。これらの基準は、省令と異なる内容を定めることが、サービスの質に深刻な悪影響が生じかねないことから、全国一律の内容が維持されております。そのため、これを下回る基準を定めることはできません。

しかしながら、省令の範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されています。本市では、省令に規定され、現行の設備運営基準の整合性を担保し、新制度で示された財源措置の範囲内で実施できるものであるかどうか、条例という法形式に馴染むものかどうか、という観点から、省令を上回る基準を制定することが必要かつ適切であるかについて検討を行いました。

その結果、省令と異なる内容を規定する必要があるほどの地域の実情も認められないことから、省令どおりとすることとしました。

2 参酌すべき基準

上記以外の設備及び運営に関する事項を規定しています。「参酌すべき基準」に係る運営基準の制定では、省令を十分に参照したうえで判断しなければならないこととされております。

このことから、本市では下記の3点について、省令を上回る独自要件として基準に盛り込むこととしました。

- ・子どもの育成に関する基本的な事柄を定めることにより、本市で育つすべての子どもが幸せに暮らせることを目的とした子ども条例を平成24年4月1日から施行しており、この条例の理念を施設の運営に反映させることを、全体を通して基準の中に盛り込みました。
- ・非常災害対策では、避難訓練や消火訓練の実施にあたり、地震、火災、風水害、侵入者対策など具体的な災害を想定したうえで行うこととしました。
- ・児童クラブの運営に際して、法令を守ることは必然であることから、法令遵守に関する措置を運営規程に設けることとしました。

その他の事項は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するためのものであるため、これを下回る基準を定めることについての特段の合理性はありません。また、省令と異なる基準を規定する必要があるほどの地域の実情も認められないことから、省令どおりの基準とすることとしました。

3 経過措置

設備の基準において、本市では現在、児童1人あたりおおむね1.29㎡を基準面積としています。省令どおり1.65㎡とすると、急激に待機児童が増加し、保護者の就労に影響する恐れがあることから経過措置を設けることとしました。

・基準骨子案

【基準の区分及び省令の基準に対する市の基準】

項目		省令の基準	市の基準
従うべき基準	従事する者	保育士，社会福祉士，小・中学校の教員の有資格者，大学等で所定の過程を卒業した者，または高校等を卒業して2年以上放課後児童クラブで働いた者等であって県が実施する研修を受講した者	省令どおり
	人 数	支援員は児童の集団1つに対して2人以上配置することとし，うち1人以上は有資格者とする	
参酌すべき基準	施設・設備	専用室・専用スペースとし，面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とする	省令どおり
	開所日数・開所時間	年間250日以上の開所，平日3時間以上(休日については1日8時間以上)の開所時間を原則とする	省令どおり
	児童の集団の規模	児童の集団の規模はおおむね40人までとすること	省令どおり
	非常災害対策	消火器等の消火設備を備えるとともに定期的な訓練をしなければならない	省令＋独自基準 <独自基準の内容> 地震，火災，風水害，侵入者対策など具体的な災害を想定したうえで行うこと
	その他	虐待等の禁止，秘密の保持に関すること，保護者・小学校等との連携，事故発生時の対応について定める	省令＋独自基準 <独自基準の内容> ・倉敷市子ども条例の理念を反映させることなど ・法令遵守に関する措置を運営規程に設けること
経過措置	施設・設備		現存する施設は現在の基準を適用し「児童1人当たりおおむね1.29㎡以上」とする

【基準の骨子案の概要】

従うべき基準は（従）、参酌すべき基準は（参）、本市独自の基準を（独自）と表記しています。

（１）趣旨

- 市長の監督に属する放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準（設備運営基準）を定めるものとします。
- 設備運営基準は、放課後児童クラブを利用している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとします。

（２）設備運営基準の向上

- 市長は、倉敷市子ども・子育て支援審議会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童クラブ事業を行う者に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができるものとします。
- 放課後児童クラブ事業者は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないものとします。
- 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童クラブ事業者は、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないものとします。

（３）放課後児童クラブ事業の一般原則

- 放課後児童クラブにおける支援は、小学校に就学している児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいない者で、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならないものとします。（参）
- 放課後児童クラブ事業者は、利用者の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重するとともに、倉敷市子ども条例の理念を踏まえ、その運営を行わなければならないものとします。（参）（独自）
- 放課後児童クラブ事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブの運営の内容を適切に説明するよう努めなければならないものとします。（参）
- 放課後児童クラブ事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならないものとします。（参）

- 放課後児童クラブを行う場所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないものとします。(参)

(4) 非常災害対策

- 放課後児童クラブ事業所には、消火設備その他の非常災害に必要な設備を設けなければならないものとします。(参)
- 放課後児童クラブ事業者は、利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に職員に周知しなければならないものとします。(独自)
- 放課後児童クラブ事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ行わなければならないものとします。(独自)
- 避難訓練及び消火訓練は、地震、火災、風水害、侵入者対策等を念頭に置き、定期的実施しなければならないものとします。(独自)
- 放課後児童クラブ事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、利用者の通学する小学校、関係自治体、地域住民、他の社会福祉施設等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとするものとします。(独自)

(5) 職員の一般的要件

- 放課後児童クラブで利用者の支援に従事する職員は、児童福祉事業に熱意があり、かつ、子ども条例の理念を十分に理解した者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならないものとします。(参)(独自)

(6) 職員の知識及び技能の向上等

- 放課後児童クラブに従事する職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないものとします。(参)
- 放課後児童クラブ事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないものとします。(参)

(7) 設備の基準

- 放課後児童クラブには、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(専用区画)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないものとします。(参)

- 専用区画の面積は、児童１人につきおおむね１．６５平方メートル以上でなければならないものとします。（参）
- 専用区画、設備及び備品等は、放課後児童クラブを開所している時間帯を通じて、放課後児童クラブの用に供するものでなければならないものとします。（参）
- 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないものとします。（参）

（８）職員

- 放課後児童クラブ事業者は、放課後児童クラブごとに、放課後児童支援員を置かなければならないものとします。（従）
- 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに２人以上とします。ただし、その１人を除き、補助員をもってこれに代えることができるものとします。（従）
- 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、岡山県知事が行う研修を修了した者でなければならないものとします。（従）
 - ア 保育士の資格を有する者
 - イ 社会福祉士の資格を有する者
 - ウ 高等学校卒業者等であって、２年以上児童福祉事業に従事した者
 - エ 教員免許を有する者
 - オ 大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - カ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者
 - キ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ク 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ケ 高等学校卒業者等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者
- 支援の単位（児童の集団の規模）とは、その提供が利用者に対して一体的に行われるものをいい、１つの支援の単位における児童の数は、おおむね４０人以下とします。（参）
- 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに支援の提供に当たる者でなければならないものとします。ただし、利用者が２０人未満の放課後児童クラブで、放課後児童支援員のうち１人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他のクラブ、

施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでないものとします。(従)

(9) 利用者を平等に取り扱う原則

- 放課後児童クラブに従事する職員は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならないものとします。(参)

(10) 虐待等の禁止

- 放課後児童クラブに従事する職員は、利用者に対し、虐待行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものとします。(参)

(11) 衛生管理等

- 放課後児童クラブ事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないものとします。(参)
- 放課後児童クラブ事業者は、放課後児童クラブにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとします。(参)
- 放課後児童クラブには、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないものとします。(参)

(12) 運営規程

- 放課後児童クラブ事業者は、放課後児童クラブごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならないものとします。

(参)(独自)

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 職員の職種、人数及び職務の内容

ウ 開所している日及び時間

エ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

オ 利用定員

カ 通常の事業の実施地域

キ 事業の利用に当たっての留意事項

ク 緊急時等における対応方法

ケ 非常災害対策

コ 虐待の防止のための措置に関する事項

サ 法令遵守のための措置に関する事項 (独自)

シ その他事業の運営に関する重要事項

(1 3) 帳簿の整備

- 放課後児童クラブ事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないものとします。(参)

(1 4) 秘密保持等

- 放課後児童クラブに従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。(参)
- 放課後児童クラブ事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないものとします。(参)

(1 5) 苦情への対応等

- 放課後児童クラブ事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないものとします。(参)
- 放課後児童クラブ事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないものとします。(参)
- 放課後児童クラブ事業者は、社会福祉法第 8 3 条に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならないものとします。(参)

(1 6) 開所時間及び日数

- 放課後児童クラブ事業者は、放課後児童クラブを開所する時間について、次の区分に応じ、それぞれ定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、クラブごとに定めるものとします。(参)

ア 小学校の授業の休業日に行う放課後児童クラブ 1 日につき 8 時間

イ 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童クラブ 1 日につき 3 時間

- 放課後児童クラブ事業者は、放課後児童クラブを開所する日数について、1 年につき 2 5 0 日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、クラブごとに定めるものとします。(参)

(1 7) 保護者との連絡

- 放課後児童クラブ事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等について、保護者の理解及び協力を得よう努めなければならないものとします。(参)

(1 8) 関係機関との連携

- 放課後児童クラブ事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならないものとします。(参)

(1 9) 事故発生時の対応

- 放課後児童クラブ事業者は、利用者に対する支援により事故が発生した場合は、速やかに、市、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものとします。(参)
- 放課後児童クラブ事業者は、利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないものとします。(参)

(2 0) 経過措置

- 施行日から平成32年3月31日までの間、放課後児童支援員の資格については、「岡山県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含むこととします。(従)
- 施行日において現存する放課後児童クラブのクラブ室の面積は、児童1人につきおおむね1.29平方メートル以上とします。(独自)

(2 1) 施行期日

- 平成27年4月1日施行予定とします。